

保育料の算定方法変更による影響

1. 予測値との比較

	予測値		施行後	
	人数	割合	人数	割合
保育料が上がる人	415	24.8%	424	24.5%
保育料が変わらない人	802	48.0%	817	47.2%
保育料が下がる人	455	27.2%	490	28.3%

- (1) 第1回会議（平成26年10月1日）で示したシミュレートでは、保育料が変わらない人が約半数で、保育料が上がる人と下がる人が約1/4ずつというデータになっていた。
- (2) 施行後の保育料の分布を見てもほぼ同じ結果が見えた。（資料3-2）
 ※平成26年度と27年度の両方の保育料を払っている家庭のみ算出
 ※保育料が格段に上がっている家庭があるのは、「再婚」「収入の高い両親（祖父母）との同居」「就職」等の要因があると考えられる。

2. 保育料に係る平成26年度までの制度との変更点

- (1) 保育料の階層が「所得税額」から「市民税所得割額」で算出されるようになった。（平成27年3月31日付南魚沼市告示第55号）
- (2) 「1号認定」が7階層、「2号認定（標準）」「2号認定（短時間）」「3号認定（標準）」「3号認定（短時間）」が、それぞれの区分ごとに15階層で規定される。
- (3) 9月分の保育料より現年分の税額で計算する。（これまでは6月から変更）
- (4) 変更前の保育料と変更後の保育料の差額を清算せずに、適用する。

3. 保育料の算定方法等の変更点についての周知

- (1) 周知の方法（実施済み）
 - ①平成27年度の入園案内に掲載（入園前）
 - ②入園のしおりに掲載（入園後）
 - ③市のウェブサイトにも表と算定のマニュアルを掲載
- (2) 課題点
 - ①「保育料が変わった」という問合せが数件来ていて、「保育料等が変わることについて謝罪すべき」という意見も挙がった。

- ・保育料の算定方法が変わることについては、「入園案内」「入園のしおり」「市ウェブサイト」等で周知していて、入園希望者ならば必ず一度は目にしていることから、制度の変わり目としてご理解を頂きたい。
 - ・保育料の算定方法について問い合わせがあった場合は職員が説明をしている。
- ②保育料の「変更時期が昨年同様に6月から適用される」「保育料の遡っての算出がある」と思っている保護者も多いのではないかという意見が保育施設から聞かれた。

⇒これらについては、ウェブサイトで情報提供するとともに、文書等で知らせていく。